

≪ 非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減 ≫

非自発的失業者（倒産・解雇・雇い止め等による失業）の方は、国民健康保険税の軽減が受けられます。

☆対象者は？

ハローワークで発行される「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが下記に該当する方です。

	離職理由コード
特定受給資格者 (倒産・解雇等による離職)	11・12・21・22・31・32
特定理由離職者 (雇い止め等による離職)	23・33・34

※高年齢受給資格者及び特例受給資格者の方は対象となりません。

☆軽減額

国民健康保険税は、前年の所得を基に算定します。

対象者の前年の「給与所得」を「30/100」とみなして算定します。

例) 給与所得 100万円×医療分所得割率 5.94%＝課税額 59,400円

↓

給与所得 (100万円×30/100) ×医療分所得割率 5.94%＝課税額 17,820円

☆軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の求職者給付(基本手当等)を受ける期間とは異なります。

※届出が遅れても遡及して軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き軽減対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると終了します。

☆申請方法

「雇用保険受給資格者証」・「国民健康保険被保険者証」・「印鑑」を持参の上、役場町民生活課で申請してください。

(問合せ先：小野町役場 町民生活課 ☎0247-72-6933)